

告知端末機は幌延町の財産です

みなさまの住宅に設置されている告知端末機一式（ONU、電源アダプター、LANケーブル、取扱説明書も含まれます。）は、幌延町からみなさまへの貸与品であり、幌延町の財産です。

引っ越し等で部屋の荷物を引き上げる際、告知端末機一式は次に入居される方が使用しますので、住宅から撤去しないでください。なお、住宅を解体するときは撤去しますので、ご連絡をお願いします。

また、告知端末機に個人で電話帳を登録されている場合は、転居の際に登録情報を削除されますようお願いいたします。

【告知端末機一式】



告知端末機



ONU



LANケーブル



告知端末機用電源アダプター



ONU用電源アダプター



取扱説明書

問合せ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

軽自動車税の申告について

軽自動車税は、**毎年4月1日に登録されている車両の所有者（または使用者）に課税**されます。対象車両を新たに購入、譲渡または廃車した場合には、下記の場所において軽自動車税の申告を行う必要があります。

また、住所の変更があった方については、併せて**車両の住所変更の申告を速やかにしていただく必要があります**ので、ご注意ください。

現在、**使用または所有をしていない車両についても、名義変更及び廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと翌年度以降も税金がかかります**ので、忘れずに申告をしてください。

軽自動車税の申告窓口

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車（125cc以下のバイクなど）	幌延町役場住民生活課税務保険グループ 電話：5-1115（住民生活課直通）
小型特殊自動車 農耕作業用トラクター 一定規格以下のタイヤショベルなど	問寒別出張所 電話：6-5006
軽自動車 660cc以下（3輪・4輪のものなど） 125ccを超え250cc以下のバイク	旭川地区軽自動車協会 旭川市春光6条5丁目1番24号 電話：0166-53-7300
2輪の小型自動車 250ccを超えるバイク	旭川地方自家用自動車協会 旭川市春光町10番地 電話：0166-51-1221

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

○**引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。**

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を廃止したとき（抹消登録）

平成29年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

○**変更登録が間に合わないときは…**

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

問合せ先：札幌道税事務所自動車税課 電話：011-746-1197

HP：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>